



平成 22 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社大電社
代 表 者 名 代表取締役社長 下吉 英之
(J A S D A Q ・ コード 9 9 0 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 竹内 悟朗
電 話 番 号 0 6 - 6 6 3 2 - 6 1 1 1

臨時株主総会および普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 3 月下旬開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 22 年 2 月 12 日（金）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすることといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 平成 22 年 2 月 12 日（金）
- (2) 公告日 平成 22 年 1 月 28 日（木）
- (3) 公告方法 日本経済新聞による公告掲載

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成 21 年 12 月 2 日付「株式会社立花エレテックによる当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」及び平成 22 年 1 月 22 日付「株式会社立花エレテックによる当社普通株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することの議案を付議し、本種類株主総会において、上記②の定款変更に係る議案を付議する予定です。また、当社は、本臨時株主総会において、公告方法の変更のための定款一部変更及び定時株主総会の基準日に関する規定を削除する旨の定款変更等を付議する予定です。

上記②の定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号の規定により、株主総会の決議のほか、当

社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、上記の公告により、本臨時株主総会のほか、本臨時株主総会と同日付で開催予定の本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上